

論 説

預金契約の法的性質、および、預金者の認定における客観説の終焉

楽天銀行 垣水 道生

1. はじめに

本稿では、預金契約の法的性質、とりわけ預金者の認定の問題を取り上げる。預金者の認定に関しては、古くから客観説が通説とされてきた。しかし、筆者は客観説、主観説、および、各種の折衷説の何れも充分ではなく、契約当事者の意思表示の観点から見直すべきものと考えている。

まず、客観説に従うと銀行が不当に二重払いの危険を負う事例を示し、そもそも客観説は結論としても妥当ではないことを示す。その上で、従来の客観説、主観説、および折衷説の何れもが、契約における当事者の意思解釈に難点があること、また、預金契約者と預金債権者の概念を峻別していない点にも不備があることを示し、結局のところ伝統的な契約理論に立ち返らざるを得ないことを明らかにする。

さらに、預金者の認定は無記名定期預金に関する訴訟から始まったという歴史があるが、そもそもの始まりの時点において、無記名定期預金の法的性質に大きな誤解があったことを指摘する。

これらを論じることによって、預金に関する銀行実務と紛争解決への適切な指針を示すことができるものと考えられる。

なお、本稿はあくまでも筆者の考えであり、筆者が過去・現在所属する会社とは一切関係がない。

2. 銀行振込と客観説

筆者は以前、誤振込によっても口座名義人の預金が成立することを論じた。銀行振込において、振込依頼人から依頼を受けた仕向銀行は被仕向銀行と預金契約を締結するが、その預金契約は口座名義人を第三者とする第三者のためにする契約の性格を有する。そのため、振込完了後に仕向銀行と被仕向銀行が預金契約を合意解約したとしても、口座名義人の同意なく預金債権を抹消することはできない（民法 538 条）旨述べた(注 1)。

契約の法律効果は原則として契約の両当事者間にしか及ばない。だが、第三者のためにする契約は法律効果を第三者に及ぼすことこそ意義がある。第三者に効果が及ぶことの裏返しとして、一旦契約の効果が発生した以上は、効果が帰属する第三者の同意がなければ契

約を解消することができないという立法者の利益衡量が表明されたのが、民法 538 条である(注 2)。これは原因関係の有無に関わらない。正常な振込であつても誤振込であつても、振込依頼人が指定した口座の口座名義人に預金債権を与えるという効果を目指して仕向銀行・被仕向銀行間で預金契約が締結されることには何ら変わりがないからである。

もちろん、誤振込によって預金債権を取得すれば、口座名義人は振込依頼人に対して不当利得による誤振込金相当額の返還債務を負うことになる。但し、これは単に口座名義人が振込依頼人に対して、預金債権の取得とは別に新たな金銭債務を負うに過ぎない。したがって、口座名義人の銀行に対する預金払戻し請求権が制限されることはない。

この立論の過程で筆者はいわゆる「客観説」についても批判を行った。「客観説」とは、簡単に言えば預金契約においては「出捐者が預金払戻し権者である」という考え方であり、一部の論者から「誤振込の場合は振込依頼人が出捐者であるから、振込金相当額の預金は振込依頼人の預金である」(注 3) との説明にも使われてきた。すなわち、正常な振込の場合とはともかく、口座を誤った誤振込の場合にも口座名義人に預金債権を与える意思は存在するとは考えられず、客観説に従い振込依頼人が預金債権者になるべきだといふのである。

しかし、誤振込の紛争事例においては、振込依頼人が誤振込であることに気付くのは預金債権発生後であつて、振込依頼契約時には「指定した口座の預金債権の発生を欲していたこと」は、正常な振込であつても誤振込であつても変わらない。さらに言えば、正常な振込の場合も振込依頼人が出捐者である点は変わらないので、客観説による場合には、かえって正常な振込の場合に口座名義人が預金債権を取得する権原がなくなってしまう(注 4)。

ただし、客観説をもう少し正確に定義すると「自らの出捐によって、自己の預金とする意思で、銀行に対して、自らまたは使者・代理人を通じて預金契約をした者が預金者である」

(注 5、傍点は筆者。)とされている。これに従えば、振込の場合には、そもそも自らの出捐によって指定した口座の預金債権を発生させる意思があるのみで、自己の預金とする意思はないのであるから、振込は客観説の範囲外であるという考え方も一応は成り立ち得る。実際に、「通常の預金契約に関して客観説は妥当するが、振込に関しては妥当しない」とする考えも示されている(注 6)。

しかし、筆者が見るところ、客観説はそもそも通常の預金契約においても妥当しない。なぜならば、客観説に従うと、銀行は真の預金債権者を通常の営業活動の中で把握することができず、たとえ預金の受寄者としての義務を尽くしたとしても、二重払いの危険が生ずる場合があるからである。以下、順を追って論じる。

3. 客観説の違和感

最初に客観説について、誰もが違和感を覚えると思われる事例を取り上げる。事例は以下の通りである。

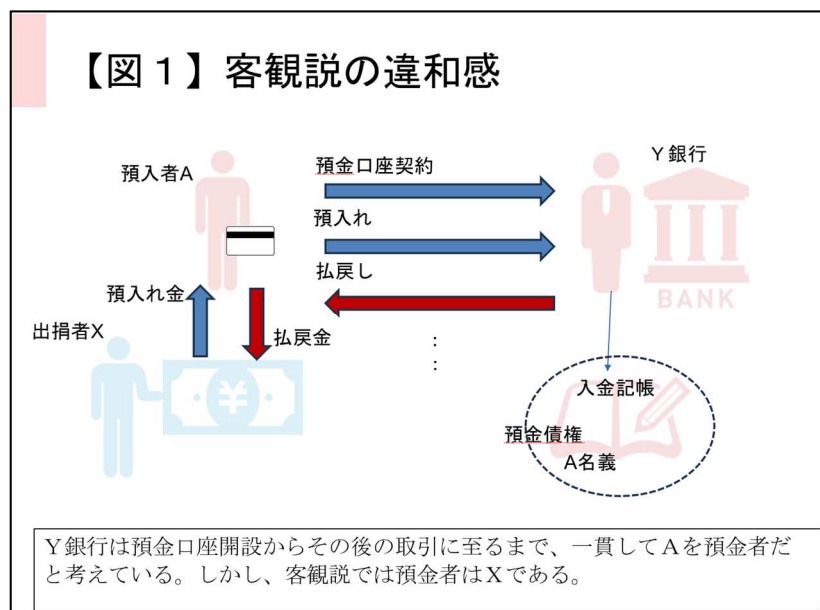
【事例1—1】

Xは、Y銀行に普通預金を開設したいと考えた。しかし、自己名義での預金開設を避けたいと考え、友人であった訴外Aに金員を渡してY銀行に訴外A名義の普通預金を開設させた。この預金はX・A間ではXの預金であることについての合意があり、その旨の契約書も作成されていた。口座開設後には、通帳、印鑑、キャッシュ・カード、および、暗証番号はAが管理していた。その後、Xは必要に応じてAに金員を渡して当該口座への預け入れ、あるいは、当該口座から払戻しをさせてAからその払戻金を受け取るなどして、実質的に当該預金を利用していた。

客観説における「出捐」の定義についても議論はないわけではないが、本事例において、Xが普通預金口座の出捐者であることには異論はないだろう。「自らの出捐によって、自己の預金とする意思で、銀行に対して、自らまたは使者・代理人を通じて預金契約をした者が預金者である」という客観説に従えば、本事例の預金者はXということになる。

ここで、Y銀行の立場に立って考えてみよう。Y銀行から見れば、預金者はA以外には考えられない。なぜならば、XはA・Y間の口座開設契約、その後の預け入れ、払戻しに関して一度もY銀行の前に現れたことがなく、預金口座契約の書類にも一度も登場しないからである。Y銀行は当該預金契約に関してXが関与していることをそもそも知らないのである。

その後も口座の利用が続き、最後にAがY銀行に口座解約を申し出て、その解約払戻金をAがXに渡したとしよう。この場合、Xが預金者であるにも関わらず、Y銀行はその取引期間中、徹頭徹尾Aを預金者だと思っていたということになってしまう。これが客観説の第一の違和感である【図1】。

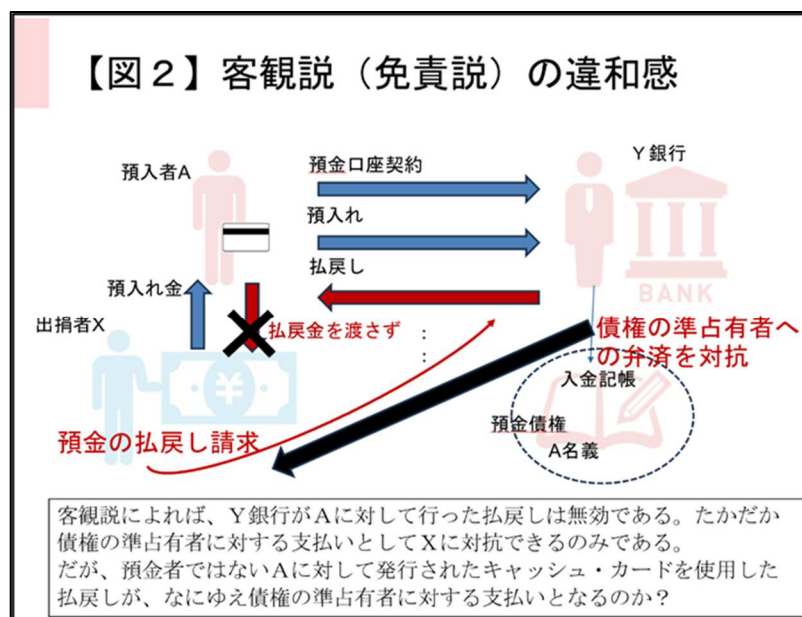


次に、Aが行う個々の預け入れと払戻しに注目してみよう。これらについては、預金者Xが行ったものではない。そのため、Y銀行が行ったAへの払戻しに関しては、預金契約の本旨に基づいていないとして、Xが払戻しの無効を主張することも可能だということになる。例えば、AがX・A間の合意に反してAが預金の払戻金をXに引き渡さなかった場合、XがY銀行に対して、Y銀行がAに対して行った払戻しの無効主張をする可能性がある。

これに対する客観説の回答は、Y銀行がAに行った払戻しは民法 478 条に基づき有効であることをXに対抗できるとするのである(注 7)。これは免責説と呼ばれる。すなわち、客観説は免責説という付加理論を導入し、結論の妥当性を確保しようとしているのである。

しかしながら、Y銀行から見れば、預金者であると思っていたA本人が通帳やキャッシュ・カード等を用いて行った払戻し請求に対する払戻しが、実は全て預金者の受領権者としての外観を有する者に対する払戻しだったというのは驚きである。それどころか、払戻しの際にY銀行に何らかの落ち度があった場合、たとえそれが本当にA本人に対する払戻しだったとしても、預金者の受領権者としての外観を有する者に対する払戻しであるとは認められないから、Y銀行は二重払いの危険にさらされるのである(注 8)。これが第二の違和感である。

なお、債権の受領権者としての外観を有する者への支払いというのは、債務者Y銀行としては本来「真の預金債権者X」に支払いをすべきところ、「真の預金債権者Xらしい外観を備えた者」への支払いが免責されるという意味である。それなのにどうして真の預金債権者ではないA名義のキャッシュ・カードを使用した者が真の預金債権者Xらしい外観を備えていると言えるのであろうか【図2】。



これは指摘されて当然の疑問である。しかし、筆者が調べた限りでは、残念ながらこのような問題意識を持った論説を見出すことはできなかった。また、客観説を採る判例を調べると、何らの躊躇もなく民法 478 条の類推適用と説示しているものがあり（注 9）、学説・判例とも全く何の疑問も抱いていないようである。しかし、上述したように、客観説によれば A は預金債権者ではない。預金債権者ではない A に対して発行したキャッシュ・カードと暗証番号が預金債権者 X の債権の受領権者たる外観を有するという考え方は債権の受領権者たる外観の理論には本来見られない。そして、この考え方を貫徹するには、まず、預入者である A が、X が有する預金債権の受領権者たる外観を有する者となり、その受領権者たる外観を有する A に対して発行したキャッシュ・カードと暗証番号を使った払戻しも受領権者たる外観を有する者に対する払戻しになるという、いわば「債権の受領権者たる外観を有する者の二重理論」とでも言うような理屈を考えざるを得ないと思われる（注 10）。このように債権の受領権者の外観を有する者の概念を拡張した考え方を採らざるを得ないことに対して、筆者は反対である。

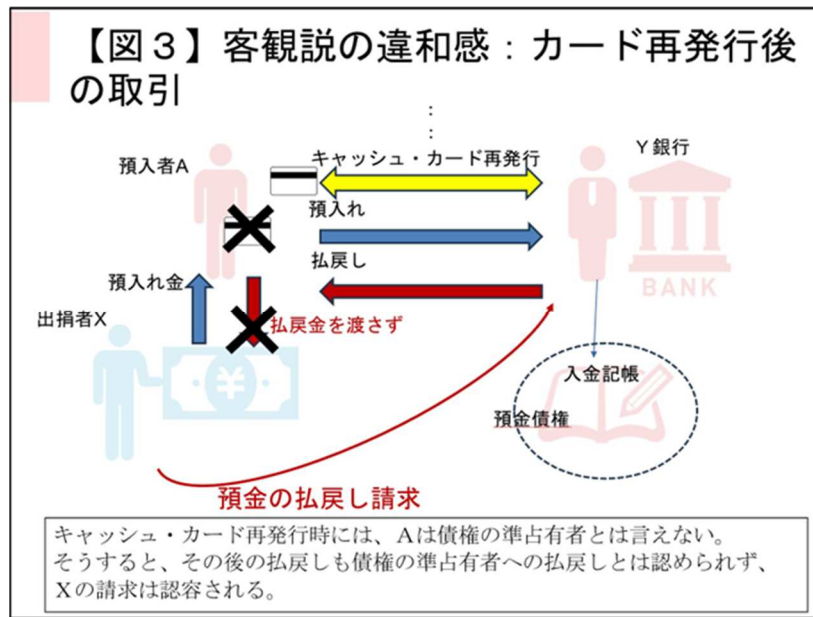
そして、これらの違和感は以下の限界事例において、一層鮮明になる。

【事例 1－2】

【事例 1－1】において、A がキャッシュ・カードを紛失した。そこで、A は Y 銀行へ赴き、キャッシュ・カードの再発行を申し出た。Y 銀行は本人確認書類などを不備なく確認した上で、キャッシュ・カードの再発行を行った。A はその後も X の指示に基づき再発行されたキャッシュ・カードで預金の預け入れや払戻しを繰り返していた。あるとき A は金策に困り、当該口座からキャッシュ・カードで払戻しを行い、その全額を自己のために費消した。

客観説を貫くのであれば、A の払戻しは認容されないという結論にならざるを得ない。なぜならば、キャッシュ・カードの再発行の場面では、A はキャッシュ・カードを持参していないから、債権の受領権者の外観を有している者とは言えず、民法 478 条の適用外となるので、Y 銀行は真の預金者に対してキャッシュ・カードを再発行しなければならないからである（注 11）。真の預金者ではない A に対して再発行されたキャッシュ・カードを使ったその後の払戻しは、いくら暗証番号の一致を確認したところで、最初から債権の受領権者の外観を有する者に対する払戻しの要件を欠いているため、全て無効な払戻しとなる。Y 銀行とすれば、受寄者としての注意義務を尽くしてキャッシュ・カードの再発行をしたにも関わらず、このような結果になるのは極めて不合理と言わざるを得ない【図 3】。

客観説に対しては、「本人は銀行に出向いていないのであるから、銀行は本人の意思を確認する術もなく、契約当事者たる銀行が知り得ない事情により預金者が定まるという点に不都合がある」という趣旨の批判（注 12）がなされるのも、もっともである。



なお、当初Aに対して発行したキャッシュ・カードも真の預金者Xに対して発行したものであるから再発行後も状況は変わらない、との反論がある可能性もあるので、追加で以下の2つの事例を挙げておく。

【事例1-3】

【事例1-1】において、Aが死亡した。Xが何もしないでいたところ、Aの相続人Bが正規の相続手続きを行い、Y銀行は普通預金残高を全てBに払い戻した。

相続人への払戻しは債権の受領権者の外観を有している者に対する払戻しとはならないので、銀行は真の預金者の相続人に払い戻す義務がある。しかし、客観説によると真の預金者はXなのであるから、Y銀行が銀行としての注意義務を尽くしてAの相続人Bに対する払戻しが行われた場合でも、それは無効な払戻しとなり、Y銀行は二重払いの危険を負うことになる。

【事例2】

Xは訴外Aの親権者であった。親権者としてY銀行にA名義の普通預金口座を開設した。A名義の口座ではあるものの、実質上Xは自己の預金口座として入出金を行っていた。

その後、成人したAが金に困り、Xが以前Y銀行に自分名義の普通預金口座があると言っていたことを思い出した。そこでAはY銀行に赴き、通帳やキャッシュ・カードなどの紛失届、および、口座解約依頼書を提出した。Y銀行は、Aの本人確認などを漏れなく行った上で、普通預金残高全額を払い戻した。

家族による払戻しに関する紛争の典型例は、預金者本人によるキャッシュ・カードなどの管理が悪く、家族がそれを使って払い戻す場合である。この場合には、預金者本人のカードの管理責任が問われることもある。しかし、本事例ではXが保管していたキャッシュ・カードが使われたわけではないので、Xの責任は問えない。Xの落ち度としては、せいぜい口座の存在をAに知らせてしまったという点にあらうかと思うが、その程度ではXの帰責性を問うのはむづかしいだろう。したがって、X・Y間で払戻しの有効性が争われた場合には、客観説によれば、Y銀行は敗訴する可能性がある。

これらの追加事例に対しても、債権の受領権者の外観を有する者に対する払戻しの類推適用などを主張する者もいるかもしれない。だが、問題の本質は、「客観説を前提とすると、銀行のあずかり知らないところに預金債権者が存在する可能性があるため、銀行が注意義務を尽くして真の預金債権者を確認しても、それでは足りない場合が起こり得るのではないか」という疑問にあることを決して忘れてはならない。

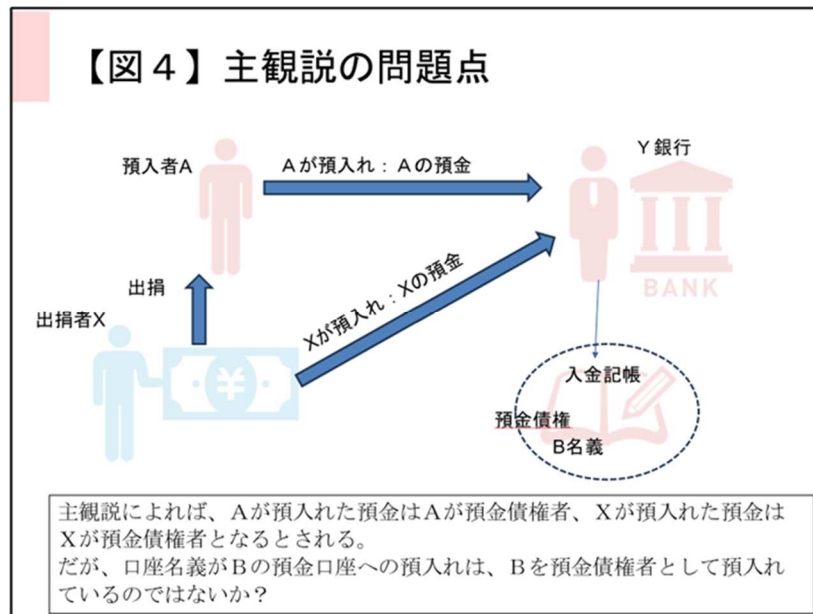
4. 主観説・折衷説の問題点

それでは、先の【事例1—1】【事例1—2】の事例を主観説に当てはめたらどうだろうか。主観説は「預金者は、預入行為者の表示によって判断し、預け入れの時に第三者の預金である旨を表示しないか、または、銀行が実質上の権利者を知らない限り、預入行為者を預金者と解すべきである」とする説である。この説による場合は、Aが預入行為者であり、自分名義の預金口座を開設し、Y銀行はXが実質上の預金者であることを知らないのであるから、Aが預金者ということになる。

なお、折衷説は「原則として、出捐者を預金者と解すべきであるが、預入行為者が明示の意思表示により自己の預金であると表示した場合は、預入行為者を預金者とすべきである」という説である。AはA名義で口座を開設しているから、この説によってもAは預金者ということになる。

このように見ても、主観説は先の事例に関して一見正しい結論を導き出していると言えそうである。ただし、この説による場合は、個々の預け入れの際の預入者が相違する場合に問題が生ずる。主観説によると、預入者がXの場合の預け入れはXが預金者となり、Aの場合はAが預金者となるからである。さらに言えば、Aが別人B名義で口座を開設して預け入れた場合は、預金名義はBであるにも関わらず、預金者はAとなるとされている。

主観説のこの解釈は預入者と預金債権者概念の区別を明確にしておらず、普通預金契約における当事者の表示意思を見誤っていると筆者は考えている（注13）。実際には、預入者がAであろうと、Xであろうと、B名義の口座へ預け入れる行為は「口座名義人Bの預金口座に預金債権を発生させる」旨を表示して行っているのであるから、預金債権者はどの場合にもBになるのではないかと【図4】（注14）。



5. 普通預金の法律関係（私見）

ここで、私見を述べておきたい。結論から言えば、客観説、主観説、そして当然、折衷説の何れをも採るものではない。私見は普通預金口座の開設と預け入れにおける契約当事者の表示意思内容を踏まえて、伝統的な民法の契約理論に則った解釈を行うものである。

（1）普通預金口座の開設

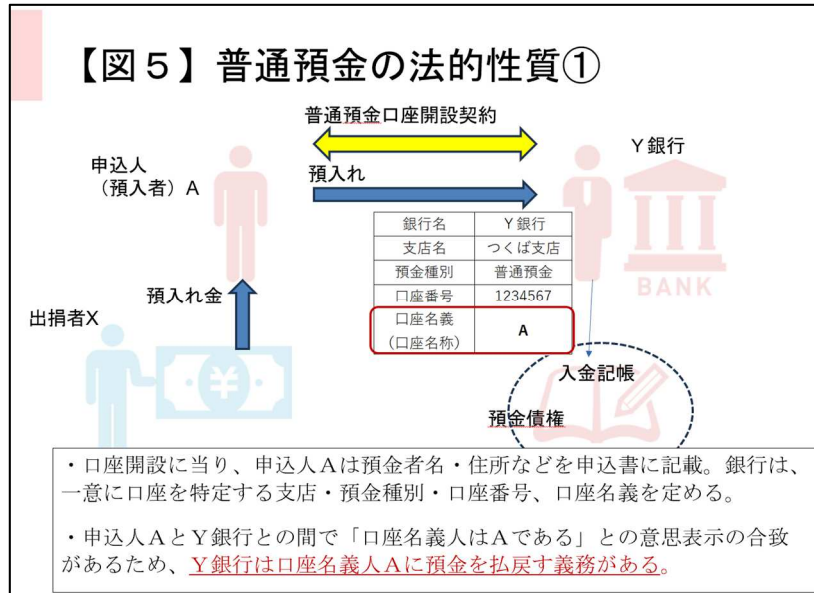
普通預金口座の開設は、預け入れと同時になされることが多かったため、古くは多くの学説が開設と預け入れを明確に区別していなかった(注15)。しかし、普通預金口座の開設とは、銀行と顧客の間で普通預金口座契約を締結することに他ならず、本来個々の預け入れとは全く別個の契約である(注16)。

普通預金口座契約が締結されると、普通預金口座約款などの定めによって、口座を指定した個々の預け入れについては同一の条件での消費寄託となることが定められる。言い換えれば、普通預金口座契約は、当該口座に対する個別の預け入れ・払戻しなどに関する基本契約としての意義を持っている(注17)。

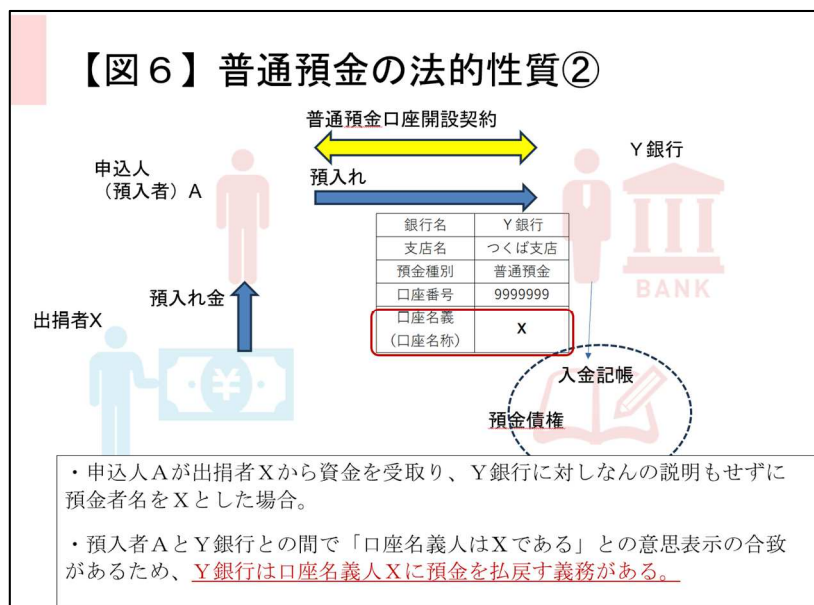
普通預金口座契約は、通常申込人(注18)が「普通預金口座開設申込書」を銀行に提出し、銀行が受諾することによって成される。申込人は、預金者氏名や住所などを申込書に記載し、銀行は、当該口座を一意に特定する番号等の体系(銀行名、支店名、預金種目、口座番号)を採番し、申込書に記載された預金者氏名によって口座名称を定める。一意に特定された口座は申込書に記載された預金者氏名や住所と紐づけられる。そして、銀行は申込人に対して、一意に特定する番号等の体系(銀行名、支店名、預金種目、口座番号)と口座名称を伝える。このようなプロセスを経て普通預金口座が開設される。

これら一連のプロセスで表示された意思内容を評価すれば、普通預金口座の預金債権者

は「普通預金口座開設申込書」に記載された預金者であることは明白であろう。仮に口座開設と同時に預け入れを行う場合に、出捐者が別に存在するとしても、このことに何ら変わりはない【図5】(注19)。



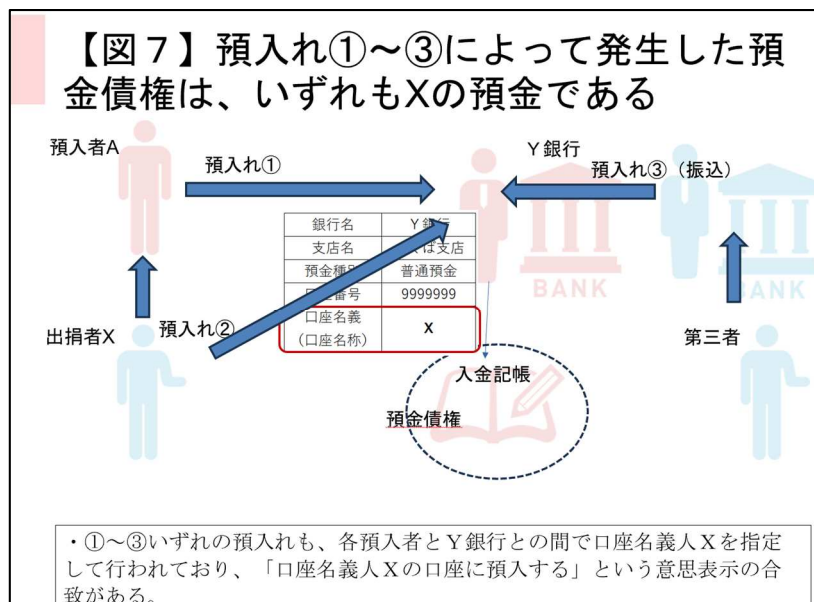
仮に申込人が申込書に記載した預金者と別人だったとしても、これは変わらない。申込人が預金者を明確に表示し、銀行と合意しているからである【図6】。



従来の学説は、口座申込人、個々の預金の預入者、そして、口座開設申込書に記載される預金者の区別が充分ではなく、口座申込人や預入者の表示意思も軽視してきていた。筆者は、これらは明確に別の概念であること、また、口座開設契約の申込書で示された預金者が重要だと考えている。当事者の表示意思を合理的に解釈すれば、この申込書で示された預金者こそが、個々の預け入れ契約で預け入れられた預金の預金債権者となるのは明白である。筆者は、従来の預入者、および、預金者概念と申込上の預金者とを区別するために後者を「口座名義人」と呼称する。

(2) 普通預金口座への預け入れ

普通預金口座への預け入れは、消費寄託契約の締結である。口座名義人本人が預け入れを行う場合は本人による単なる消費寄託契約である。一方、口座名義人以外の第三者が預け入れをする場合には、第三者名義の口座への預金であるから、第三者のためにする消費寄託契約となる。そして、銀行としては、受寄物の返還は口座名義人に対して行えば義務を果たすことになる。すなわち、普通預金においては、個々の預け入れに際して誰が出捐者・預入者であろうとも、口座を一意に特定する番号等の体系と口座名義を指定して預け入れの意思表示を行えば、その預金の預金債権者は当該口座の口座名義人となる。それゆえ——近年のマネー・ロンダリングなどの理由は別として——純粋に私法上の観点から見れば、個々の預け入れにあたって、銀行は預入者が口座名義人本人かどうかということはそれほど大きな問題とはならなかったのである【図7】(注20)。



この点、従来の学説は預入者と預金債権者の概念を十分に分別していないという欠陥があり、これまで預入者が預金(債権)者となるとか、出捐者が預金(債権)者になるといっ

た議論が展開されてきた。口座名義人概念を用いないこれらの議論は、個々の預け入れに関して当事者の意思表示を正しく捉えていないものとする。

なお、個々の預入契約において、表示意思と内心の効果意思の不一致があるような場合、例えば【図7】預け入れ①で、預入者Aが自分自身を預金債権者とする意思があるにもかかわらず、X名義の口座に預け入れした場合は、民法93条心裡留保の問題となる（注21）。

このように、預金の預け入れに関しては、預入者と口座名義人とが一致するときは本人による預け入れ、預入者と口座名義人とが不一致のときは第三者による預け入れとなる。後者は第三者のためにする契約であるから、受益者たる口座名義人が預け入れを個別に拒絶することは可能である（注22）。

（3）普通預金口座の払戻し

普通預金口座の払戻しは、通例口座名義人からの払戻し請求を受けて行われる。キャッシュ・カードと暗証番号、または、通帳と届出印などを口座に紐づけられた情報と不備なく確認（善意・無過失）して払い戻した上は、仮に口座名義人への払戻しではなかったとしても、民法478条の債権の受領権者の外観を有する者に対する払戻しと認められる。なお、たとえこれらの確認に不備があったとしても、口座名義人本人に対して行った払戻しは、当然払戻しとして有効である。

以上の私見を第3章の【事例1—1】【事例1—2】に適用した場合は、預金債権者は一貫して口座名義人Aとなる。【事例2】のキャッシュ・カードの再発行後の払戻しも、もちろん口座名義人A本人に対する払戻しとして有効である。

6. 吉原省三弁護士（客観説）の論説への批判

次に、客観説、および、主観説への根源的な批判を行うに当たり、客観説の強力な論者、吉原省三弁護士の論説を取り上げる。この論説は、石田喜久夫教授（主観説）からの客観説に対する批判（注23）に応えたものである。

吉原弁護士は次のように言う。①「XがAに資金を渡して預金手続を依頼し、AがX名義で預金をして銀行から証書を受け取り、それをXに渡したという場合」において「Aが銀行に対しなんの説明もせずにXの名義で預金したため、銀行がXとはAのことであると理解し、Aとの間に預金契約が成立したと考えていたときにどうなるかである。」「この場合、預金契約の当事者は、Xはもちろん、AとしてもXと考えている。しかし、銀行の側からすればXことAである。そこで、客観説を採ってXを預金者とするのが契約理論からみて不当であるならば、主観説を採ってAを預金者とするのも不当である。そうかといって、この点の不一致があるとしても、預金契約の成立に瑕疵があるとはいえないであろう。」②「そうだとすれば、Xの申込みに対し銀行が承諾し預金の預入れがなされた以上、Xと銀行との間に預金契約が成立したと認めることができる。」（注24、①・②は筆者が付記。X・A・Bなどの記号は本稿の事例に合わせて筆者が変更。）

以上の吉原弁護士の論説は、前半①と後半②とで各々大きな誤りが存在する。まず、①で「不一致があるとしても、預金契約の成立に瑕疵があるとはいえない」としている点である。預金の預け入れ契約において、預金債権者のような重大な要素に不一致があれば、当然預金契約に瑕疵があると見なければなるまい。吉原弁護士の言う通り、不一致があっても瑕疵がないと言うのであれば、その時点で客観説も主観説も伝統的な契約理論からは外れているのである。

これに対し、前述した私見では、口座開設契約を伴う預金契約においては、「口座名義人がXである」、すなわち、預金債権者がXであるという点で意思表示の一致があり、そのため口座開設契約や預金契約は有効に成立するのである【図8】。

【図8】 吉原省三弁護士（客観説）への批判

吉原省三弁護士（客観説）「預金者の認定と客観説」金融法務事情1989/6、1224号4頁～5頁。

- ・ AがXから資金を受取り、Y銀行に対しなんの説明もせずX名義で預金
 - ・ Y銀行はAとの間で預金契約が成立したと考えていた。= Aが預金者
 - ・ Xはもちろん、AとしてもXが預金者であると考えている。
- ・ そこで、客観説を採ってXを預金者とするのが契約理論からみて不当であるならば、主観説を採ってAを預金者とするのも不当である。
- ・ そうかといって、この点の不一致があるとしても、預金契約の成立に瑕疵があるとはいえないであろう。

私見からの批判

- ・ 預金債権者は預金契約において重要な要素なので、その点での意思表示の不一致があれば預金契約は成立しない。
- ・ Y銀行・Aは、X名義の口座を開設・預入れしているので、「Xが預金債権者である」という合意があり、預金契約は有効に成立する。

また、②は論理の飛躍があると言わねばなるまい。「主観説と客観説のいずれもが誤っていた場合」を想定せずに「主観説で預金債権者の不一致が許容されるなら客観説でも許容される」と言っているに過ぎないのである。しかし、先に述べた通り、預金債権者に関して意思表示が不一致であれば、預金契約は成立しないから、そもそも両説とも誤っているのである。

石田教授（主観説）は舌鋒鋭く客観説を批判し、それに吉原弁護士（客観説）が応酬したのであるが、実は意思表示の不一致に関しては、主観説も客観説と同じ誤りを犯していたのである(注25)。

繰り返しになるが、私見では、預金契約は瑕疵なく成立する。それはX名義での申込・承諾がなされたことによって、当事者間において当該口座の正当な払戻し権者はXであるという点でAと銀行との間で意思表示の一致が見られるからである。すなわち、上の事例の預金契約において預金債権者はXであるが、それは決して客観説に沿って出捐者がXであるという理由によるものではない。

吉原弁護士はさらに続けて「利益衡量の点からいっても、Xを預金者と認め、Aを預金者と信じたことによる銀行の信頼は、払戻しの際の免責によって保護するという立場が、妥当である」としている。しかし、銀行が注意義務を尽くしたとしても、常に払戻しの際の免責によって保護されるとは限らないことは、第3章で既に明らかにした通りである。

吉原弁護士は、客観説は「契約理論の枠外に出るものではない」と主張して論説を締めくくっている。しかし、当事者間で意思表示の不一致があるのに契約が成立するというのは明らかに伝統的な契約理論から外れた考え方であり、この主張には到底賛成できない。

7. 預金債権者の決定時期 — 相対効理論などへの批判 —

ところで、判例・学説の中には、預入行為の際には預金債権者は明らかではなく（あるいは、明らかにする必要がなく）、紛争が発生した場合に預金債権者を特定すれば足りるとするものがある。これらは一種の相対効理論と言って良いだろう。

例えば、無記名定期預金の預け入れ時には預金債権者は未決定で良いとする説がある。中馬義直教授は「顧客が預入に当り、預金者が誰であるかについて特段の表示をしない場合は、銀行に不明な者との間に預金契約が成立する。この段階では預金債権の帰属者は未確定である。」「満期後は証書と届出印を提示する者に支払えばよい。この者は預金者本人か、その代理人ないし使者か、預金債権の準占有者かのいずれかであるが、銀行は支払により少くも免責されるのであって、強いて誰が預金者であるかを定める必要はない」(注26)と述べる。また「無記名定期を預入ただけでは、それが誰に帰属するかは全く不明なのである」(注27)とする。

その他の代表的な説としては星野英一教授の説が挙げられる。これは、「債務者はもともと義務を負っており、債権者いかにによって債権の行使のしかたに差異が生じて不利益を生ずることはないと考えられる」(注28)とする。その上で、預金契約締結段階では、預金者が誰かについて金融機関には利害関係がなく、払戻しの際において利害関係ははじめて生じるとするのである。そして、この段階の利害関係は民法478条で考慮すれば良いとする。

また、近年においては、主観説と客観説を事例によって使い分けるという理論も唱えられている。岩原紳作教授は「預金者の認定には、銀行と預入行為者という預金契約締結の当事者の意思に基づき、預金契約の当事者と解釈された者を預金者と認定する契約法的アプローチと、資金が誰に帰属するかを直接問題とする物件法的アプローチとも呼ぶうるアプローチがある。」また、「両者のアプローチを適切に使い分けていくことが必要である。預金者概念につき、金融機関が預金契約の当事者としての地位を主張する場合には原則として契約法的アプローチ、それ以外の場合、たとえば第三者の間で預金の帰属が問題となる場合等には物件法的アプローチ、という相対的構成を採ることが、基本的には妥当である」とする(注29)。

本稿の今までの議論を踏まえれば、契約法的アプローチを主観説、物件法的アプローチを

客観説と捉えれば概ね間違っていないだろう。したがって、この説は一種の折衷説である。但し、主観説、客観説に対する伝統的な折衷説が、契約当事者の意思表示内容の相違に着目したものであり、主観説の修正説としての意義を持つものに対して、契約法的アプローチと物件法的アプローチの使い分けは、紛争発生時の銀行の利益状況の態様によって使い分けるということなので、客観説の修正説としての意義を持つものとする。

また、判例の中にも「無記名定期預金が締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情（筆者注：預入行為者が自己の預金とする意図で預金をしたなどの事情）がないかぎり、出捐者を預金者と認めるのが相当であり、銀行が、無記名預金債権に担保の設定をうけ、または、右債権を受働債権として相殺する予定のもとに、新たに貸付をする場合においては、預金者を定め、その者に対し貸付をし、これによつて生じた貸付債権を自働債権として無記名定期預金債務と相殺がされるに至つた時等は、実質的には、無記名定期預金の期限前払戻と同視することができるから、銀行は、銀行が預金者と定めた者（以下、表見預金者という。）が真実の預金者と異なるとしても、銀行として尽くすべき相当な注意を用いた以上、民法478条の類推適用、あるいは、無記名定期預金契約上存する免責規定によつて、表見預金者に対する貸付債権と無記名定期預金債務との相殺等をもつて真実の預金者に対抗しうる」（注30）などとし、預金債権者がいわば相対的に決まるとするものがある。

しかし、これらの説は何れも誤りである。

第一に、そもそもこれらの説は主観説・客観説を前提に、その適用場面を使い分ける説なので、すでに主観説・客観説を批判したことからすれば、これらの説も誤りである。

第二に、銀行が各種取引を行うかどうかの判断には、当然それ以前の取引状況を見て総合的に判断を行うので、預金を担保とするか否か以前でも誰が預金者であるかは銀行の重大な関心事である。例えば、銀行がある顧客に融資を行うかどうかの意思決定を行うに際して、その顧客とのこれまでの取引状況——当然預金取引も対象である——も意思決定の要素となる。それなので、「預金が締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではない」などと言うのは、銀行取引の実態にはそぐわない言説である。

第三に——これが根源的な批判であるが——個々の預け入れに際してその行為時に銀行が受寄者として預金を返還すべき預金債権者は当然定まっていなければならない。なぜならば、消費寄託契約、あるいはそれに準ずる契約において、寄託物を返還すべき債権者は重要な契約の要素であるからである。これが定まっていなければ、それは重要な要素が定まっていない意思表示であつて、当然契約の意思表示の合致足り得ない。すなわち、銀行が預金を払戻すべき預金債権者は個々の預け入れ時に決定しているのである。

以上の三点から、預入行為の際には預金債権者が決定している必要がないとか、預金債権者は紛争発生時にはじめて相対的に決定されるなどという説は、採用できないと筆者は考

える(注31)。

8. 記名式預金における預金者の認定

さて、ここまで論じてきたことを前提に考えると、普通預金や記名式定期預金などの記名式預金における預金（債権）者の認定問題は、どのようになるのであろうか。

預金債権者は記名式定期預金においては預け入れ時に、普通預金のような口座型預金においては口座開設契約時に定まる。すなわち、預金者の認定とは、本来契約解釈の問題である。そして、私見を前提とすれば、預金者は定期預金の名義人や口座名義人である。したがって、預金者の認定の問題は、口座開設契約において合意された名義人の解釈に疑義がある場合にのみ発生することとなる。具体的には、名義人が実名ではなく、通称や架空の名義などの場合である。そして、これは契約解釈の範疇に属する問題であるから、社会常識に照らし、契約当事者間の合理的な意思の解釈によって決することとなろう。したがって、ここには主観説や客観説に見られる預入者概念や出捐者概念が無関係であることは明らかである。もちろん、こんな断りをするまでもなく、そもそも客観説と主観説は、ともに預金債権者について意思表示の合致がないことを前提とする説であるから、これらを採用することができないのは当然である。

なお、記名式定期預金では、預金債権者は預入時に銀行に住所、氏名、届出印を届け出て、定期預金証書を受領する。そして、「届出印」と「定期預金証書」を持つ者に対して銀行が行った善意・無過失の払戻しは、債権の受領権者の外観を有している者に対する払戻しとなる。「届出印」や「定期預金証書」を紛失した場合には、記名者本人であることを証明して払戻しを受けることになる。

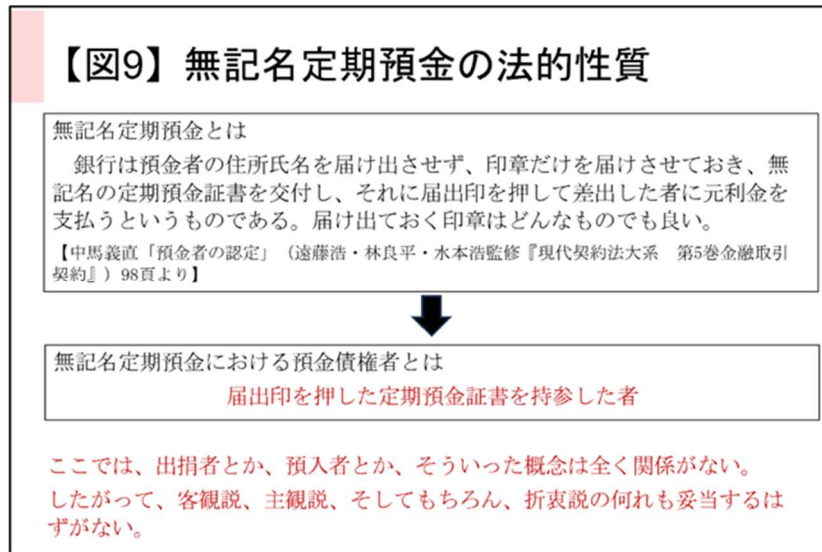
9. 無記名定期預金の預金債権者

歴史的な経緯を遡ると、預金者の認定問題は無記名定期預金における論争から始まる。そこで、この無記名定期預金とは、そもそもどのような預金なのかということを見てみよう。

無記名定期預金の仕組みは、「銀行は預金者の住所氏名を届け出させず、印章（筆者注：印章とは物理的な判子そのものであるから、印影のことと思われる。以下同様。）だけを届けさせておき、無記名の定期預金証書を交付し、それに届出印を押して差出した者に元利金を支払うというものである。届け出ておく印章はどんなものでもよく、且つ、それがたまたま預入行為者の姓と符合するときにおいても、その者の個性とは関係のない性質のものだと解されている」（注32）とされている。

この定義からすれば、無記名預金の預け入れ時の預入者と銀行との間の合致した意思表示内容とは、満期時には「届出印を押した定期預金証書を持参した者に払戻しを行う」という内容に他ならない。すなわち、契約当事者の意思表示としては「届出印」と「定期預金証書」で真の預金債権者を判断するというのである。そうであるならば、出捐者概念や預入者概念は無記名定期預金の預金債権者とは全く関係がない。したがって、ここでも客観説、主

観説、そしてもちろん、折衷説の何れも妥当するはずがない【図 9】。



ところで、無記名定期預金においては預金債権者の名義は契約の要素とはなっていないため、「届出印」と「定期預金証書」は契約上唯一の預金債権者証明手段である。

他方、記名式定期預金においても、払戻しの請求の際には「届出印」と「定期預金証書」が必要となり、一見すると同一の要件に見えるのであるが、実はこれらは全く異なる意義を持っている。

まず、記名式定期預金における「届出印」と「定期預金証書」は、先に述べたように、債権の受領権者の外観を有している者に対する払戻しの要件を満足するか否かという意義を持つ。そして、もしこれらの何れかまたは両方を紛失したとしても、記名者本人であることの証明ができれば預金の払戻しは受けることができるのである。

これに対して、無記名式定期預金においては、「届出印」と「定期預金証書」を持つ者への預金の払戻しこそが債務の本旨に従った履行の条件であって、これらの持参人へ預金を払い戻すことが銀行には課せられているのである。すなわち、無記名定期預金の預金債権者は「届出印」と「定期預金証書」を持つ者であり、これ以外ではない。そして、決してこれらを持つ者が民法 478 条で規定するところの債権の受領権者の外観を有している者というわけではないのである。つまり、無記名定期預金においては、債権の受領権者の外観を有している者という概念は存在しないと言わねばならない【図 10】。

このように見てみると、無記名定期預金はかなりの欠陥商品である。無記名定期預金を預け入れする人は、満期時に自分の手元に届出印の印章と定期預金証書が無いなどということは想像すらしていなかったであろう。しかし、現実にはそういったことが起こり得るのである。そして、実際に紛失などの事態が発生すれば、たちどころに自分が預金債権者であると証明する手段は失われてしまうのである。かつて無記名定期預金には除権判決が必要で

あるなどという主張もなされたようである（注33）が、それも十分に頷ける。

【図10】 記名式定期預金と無記名定期預金

銀行が免責される払戻しの観点から考えると、記名式定期預金と無記名定期預金における「届出印を押した預金証書を持参した者」の意義は全く異なる

	記名式定期預金	無記名定期預金
債権者	定期預金証書に記名された者 (銀行に住所・氏名・届出印の登録あり)	「届出印」 + 「定期預金証書」を持参した者
債権の準占有者	「届出印」 + 「定期預金証書」を持参した者	なし

以上のことから次の二点が導き出される。

第一に言えるのは、主観説と客観説は、このような特殊な預金の特殊な事例において発達したものであって、極めて例外的なものである。したがって、このような説を名義（預金債権者）が定まっている預金に適用すべきではない。

第二に言えるのは、無記名預金において主観説や客観説を適用すべきだったかという点に関しても、残念ながら、これらの説は適用すべきではなかったと言える。出捐者概念や預入行為者概念などは無記名預金の預金債権者の要件とは全く関係がないからである。

それでは、どうして無記名定期預金の預金者の認定に当たって、主観説や客観説が出現したのだろうか。

筆者は、無記名定期預金債権の預金債権者が記名式定期預金のそれとパラレルに捉えられるという誤解に基づいて始まったものではないかと推測している。すなわち、無記名定期預金の預金債権者の認定を迫られた裁判所は、記名式定期預金とは異なり名義が存在しないために、名義以外の概念を使って預金債権者を認定する必要に迫られ、やむなく出捐者や預金契約者の概念を用いたのである。しかしながら、これは誤解である。そもそも無記名定期預金の預金債権者は、預金契約に基づけば「証書と届け出印を持っている者」であって、それ以外の預金債権者概念は存在しないのであるから、裁判所はいわば存在すらしない幻の預金債権者を探して預金者を認定していたようなものなのである【図11】（注34）。

【図11】 預金者の認定問題における誤解

	記名式定期預金	無記名定期預金
債権者	定期預金証書に記名された者 (銀行に住所・氏名・届出印の登録あり)	「届出印」 + 「定期預金証書」を持参した者
債権の準占有者	「届出印」 + 「定期預金証書」を持参した者	なし

↓
 パラレルに捉えられるものと
 誤解して以下のように理解

	記名式定期預金	無記名定期預金
債権者	定期預金証書に記名された者 (銀行に住所・氏名・届出印の登録あり)	預金者は誰か? 主観説 客観説 折衷説
債権の準占有者	「届出印」 + 「定期預金証書」を持参した者	「届出印」 + 「定期預金証書」を持参した者

かつて発生した無記名定期預金に関する紛争の多くは、銀行が行う貸出金に対する無記名定期預金の相殺の有効性が争われた事例であった。ここまで述べたことから明らかなように、銀行が貸付金を相殺したような事案においては、貸付時に届出印と無記名預金証書を持っている者に対して貸出したのかがポイントとなる。なぜならば、無記名定期預金はこれらを持っている者が預金債権者であるからである。すなわち、無記名定期預金の債権者を見分けるにはただ一つの方法しかなく、それは、届出印と無記名預金証書の両方を持つ者か否かということに尽きるのである。繰り返しになるが、ここから容易にわかることは、主観説、客観説、および、折衷説は全く出る幕はないということである。

10. 判決の評価

判例・判決については、今まで論じてきた過程で適宜引用してきた。ここでは、預金者の認定が論点となった判決のうち、銀行振込に客観説を適用したと思われる事例を 2 件採り上げる。

(1) 普通預金債権が口座名義人に帰属しないとされた事案 (東京高判令 1・9・18) (注 35)

① 事案概要

A社の債権者Xが、Y銀行に開設されたA社名義の普通預金口座の預金債権について差押命令および転付命令を申し立て、その発令を受けたが、Y銀行は債権者不確知を理由として当該預金を供託した。これに対してY銀行が払戻しに応じないことは不法行為であるとして、XがY銀行に損害賠償請求を行った。一方、Zは自分が当該普通預金債権の債権者であるとして独立当事者参加し、Zが本件供託にかかる供託金還付請求権を有

することの確認をXに求めた。原審がZを当該預金の預金債権者であると認定したことに対してXが控訴したのが本事案である。

② 判示事項

本件普通預金口座の預金者はZであり、Aではない。

③ 理由

・普通預金は、定期預金と異なり、預金口座を開設した後、日常的に入出金が繰り返され、流動性があることが予定されている。したがって、普通預金については、定期預金のようにその出捐者によって直ちに預金者が定まるものとは考え難い。

・当該普通預金口座を開設した主体や経緯、預金通帳や銀行届出印の管理の状況、その後の入出金を行っていた主体や経緯などの諸般の事情を総合的に考慮した上で、預金者を認定すべきである。

・本件普通預金口座にその開設に当たって預け入れられた1000円はAが負担したものであるが、その後に入金された7500万円はZが振込送金したもので、その資金はZが負担したものであった。上記の1000円はその後振込送金された7500万円と比較すれば極めて少額であり、上記の1000円も含めて本件普通預金口座の預金の預金者はZであると認めることができる。

④ 私見

判決に反対である。本件では、上に述べた理由のほか、口座開設の事情や7500万円振込の目的などが述べられ、総合的判断としてZが預金債権者であるとされている。但し、その中核的な理由としては「7500万円はZが振込送金したもので、その資金はZが負担したものであった」というところにある。

これは銀行振込に関して客観説を採用したものと評価することができよう。しかし、第2章で述べたように、銀行振込に対して客観説を適用するならば、銀行振込の効果として、第三者たる口座名義人が預金債権を取得することの説明がつかないので、銀行振込と客観説とは整合性がないのである。本判決はそのような問題意識を全く持っておらず、振込取引の出捐者であるZが預金債権者であるとしているのであって、誤った判決である。誤振込でさえない正常な振込に関して客観説を適用したという点において、この判決は特筆すべきである。

これに対し、筆者は、ZがA名義の普通預金口座に7500万円を振り込んだのであるからAが預金債権者であると考え。なお、口座開設時にAが預け入れた1000円もA名義の預金口座へ預け入れたのであるから、これもAが預金債権者である。

本件において興味深いのは、口座開設当初に預け入れた1000円が7500万円に対して「些少」であることも総合的判断に加えられていることである。このことからすれば、例えば本

件において当初預け入れた残高が1億円だったとしたら、結論が変わった可能性があるということである。法律行為における意思表示の解釈が金額の多寡によって変わる可能性があるということにも筆者は反対である。

(2) マンションの管理業者が、自己の名義の普通預金口座に区分所有者から管理費等の振込を受け、その剰余金をもって管理業者の名義で銀行に定期預金をした場合、右定期預金の預金者は管理組合であるとされた事案(東京高判平12・12・14)(注36)

① 事案概要

マンションの管理会社である訴外A会社は、各区分所有者と管理委託契約を締結していた。各区分所有者はA会社に対して保証預り金、毎月の管理費・修繕積立金等を口座振替によってY銀行のA会社名義の普通預金口座に支払っていた。A会社は、当該口座から管理業務に必要な費用を支払い、管理報酬を受領し、管理費の剰余金・修繕積立金・保証預り金が一定額に達すると、これらを順次Y銀行の定期預金に預け入れしていた。これらの定期預金には質権設定が行われたが、それはY銀行が訴外B会社(A会社の親会社)に対して行った貸付金の担保として行われたものであった。マンションの各区分所有者は、管理組合法人Xを設立した。

その後、A・B両会社は破産宣告を受け、aがA会社の破産管財人に選任された。Y銀行は、質権を実行してB会社に対する貸付金の回収を行った。

aがY銀行に対して当該定期預金の払い戻しを請求したのが本件第一審である。管理組合法人Xは、当該定期預金の預金者はXであるとし、独立当事者参加をした。

第一審はa、Xの請求は何れも棄却され、Xのみが控訴したのが、本件事案である。

② 判示事項

本件定期預金口座の預金者はXである。

③ 理由

マンションの管理業者A会社が、各区分所有者から管理費などの支払を受けるために銀行にA会社名義のマンション専用の普通預金口座を開設し、A会社は、この普通預金口座から管理に要する諸費用と管理報酬を支出して、管理費の剰余金や修繕積立金がある程度多額になるとこれを定期預金としていた場合、これら預金行為は、A会社が、マンションの区分所有者団体Xの預金として行ったものであり、当該普通預金口座の預金者はXであるし、これを定期預金に組み替えたとしても、その預金者がXであることに何ら変更はない。

④ 私見

判決に反対である。本件では、Y銀行による質権設定行為についても争われているが、預金者の認定に絞って、私見を述べる。

本件において、各区分所有者からの管理費などのA会社への支払いについては、口座振替や振込によって行われていたが、振替・振込先の普通預金口座の名義はA会社であった。本判決では、上述(1)の判決と同様、銀行振込と客観説との整合性につき、何らの考慮もなく、出捐者たる各マンションの区分所有者が設立した管理組合法人XがA会社名義の普通預金の預金債権者であるとしている。さらに、A会社が普通預金口座の預金債権を払い戻し、新たにA名義の定期預金に預け入れした契約についても、名義をA会社として指定しているのにも拘わらず、Xが預金債権者だとしている。二重に誤った判決であると言えるだろう。

この点、判決の中では、管理組合法人Xの設立が間に合わなかったため、A名義の口座への振込をしたとか、区分所有者団体がA会社を代理人として預金をする意思を有した出捐者であるから、区分所有者団体が預金者であると判断したとも言っている。しかし、これらはA会社と各区分所有者との間の内部関係に過ぎず、預金契約の内容とはなっていないのである。

これに対して、第一審は極めて正当な判断をしている。曰く、「マンションの区分所有者はA名義の普通預金口座に自己の預金とする意思で送金したと認めることはできず、かえってA会社に対する支払の意思で送金しているものと認められ、したがってA会社が管理費等の振込を受けるために開設した普通預金の口座管理費等が振り込まれた時点で右金員に相当する部分の預金返還請求権もA会社に帰属したというべきであり、普通預金債権がA会社に帰属する以上本件定期預金もA会社に帰属することが明らかである」としている。私見によれば、定期預金の帰属も定期預金契約の名義によるのであるが、それ以外は第一審の判断に賛成である。

11. 客観説の終焉

言うまでもなく、銀行は預金を集めて企業等に貸し出すという間接金融の機能を担ってきた。戦後から高度成長期にかけては、特に企業等の資金需要が旺盛であったことから、政府がより多くの預金を集めるための政策を実施していた。例えば、いわゆるマル優(少額貯蓄非課税制度)は昭和38年に開始された。この制度では、一人当たりの非課税枠の上限が定められたことから、実際には家計の稼ぎ手である家長(多くは父親)の出捐であるにも拘わらず、非課税枠を最大限利用するため、家族名義の預金がなされた。このような預金は名義と実体が食い違っているのであるが、銀行側としても預金を少しでも多く集めるために見て見ぬ振りをしてきたという面がある。本件で採り上げた無記名定期預金も無記名とすることでより多くの預金を集めようとしたものである。しかし、一たび紛争になれば、誰が預金債権者であるかということに関しては、契約時に預金債権者を誰にする意思で当事者が合意していたかという契約解釈の原則に戻らざるを得ないのは当然である。

現在では、銀行は無記名定期預金を取り扱っていないし、マル優も適用者が極めて限定されている。さらに、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」が施行されているので、そもそも本稿の第3章で採り上げたような事案は発生せず、解決された問題なのではないかと考える読者もいると思う。しかし、これらの法律は、主に金融犯罪の防止の観点から金融機関に取引相手（本稿では預金申込者・預入者たるA）が本当にその取引相手（A）であるかを確認させる義務を負わせ、刑罰的な罰則規定を設けているに過ぎず、預金契約の私法上の効力とは直接は関係がない。

また、これらの法律の趣旨を受けて、銀行が約款において、口座の売買や他人利用を禁じている場合もある。しかし、本稿第3章のような事案において、キャッシュ・カードや通帳を使って銀行と実際に取引を行っているのはAであり、XはAとの契約において実質的に自分の預金のように利用しているだけで直接預金取引を行っていないという場合において、果たして他人利用を禁じた約款に直ちに抵触していると言えるのかどうかは疑問である。要するに——ここまで本稿を読んできた読者であれば既にお分かりであろうが——客観説は、銀行の与り知らない預金者側の内部関係を部外者の銀行に対して主張することを正当化する説なので、客観説に従った場合には、いくら銀行が約款を定めて本人確認義務を尽くしたとしても、銀行が足をすくわれることがあり得るのである(注37)。

これに対して、私見に従えば、普通預金では口座開設契約で指定した口座名義人が預金債権者であり、記名式定期預金では当該記名人が預金債権者なのであるから、銀行が通常考えられる注意義務を尽くしている限り問題は発生しないといえよう。

さて、ここで無記名定期預金や架空名義の口座開設が許容されていた時代に遡ってみよう。無記名定期預金は届け出印鑑と定期預金証書を持参するのであれば、払戻しを受けられないのであるから、それらを持つ者の自宅が火事になって証書や印鑑が滅失したような場合には、払戻しを受けられない。また、架空名義で開設した記名式預金に関しても、同様に通帳や証書などが滅失した場合に、口座名義人が特定できず、払戻しを受けられない場合が有り得る。

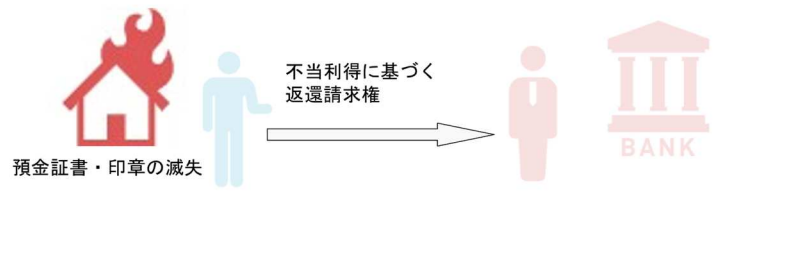
この場合、払戻しを行わないで済んだ銀行は、当該預金の原資を出捐した者の損失の上に利得をしているということになる。すなわち、不当利得の返還請求権が預金の出捐者と銀行との間に発生するのである【図12】。

このように、出捐者概念は不当利得の場面で用いられるものであって、決して預金債権者の決定といった場面で持ち出すべきものではなかったのである。

【図12】客観説の終焉

無記名定期預金において、預金証書や届出印の印章が滅失してしまった場合、払戻しを行わないで済んだ銀行は、当該預金の原資を出捐した者の損失の上に利得をしているということになる。このことは、とりもおさず、不当利得の返還請求権が預金の出捐者と銀行との間に発生したことを意味する。

客観説における出捐者概念は、預金債権者の認定の場面ではなく、不当利得の場面で用いられるものである。



1.1. おわりに

歴史的な経緯を遡ると、預金者の認定問題は無記名定期預金における論争から始まった。預金債権者が誰であるかということについては、本来契約解釈の問題として捉えられなければならなかったはずである。ところが——筆者の理解によれば——不幸なことに、無記名定期預金の預金債権者の要件が記名式定期預金における預金債権者の準占有者の要件と一致していたために、誤解が生じてしまった。そうして、本来契約当事者の意思表示の範疇である問題を全く別の理屈で解決しようとしたことが、預金者の認定問題が誤った方向に発展してしまった一因であると考えられる。預金債権者の合意がなくとも預金契約は成立するとしたり（注38）、銀行取引の特殊性を強調したり（注39）、結論の妥当性を声高に言う学説・判例が次々に現れ、契約解釈が疎かにされたのである（注40）。もちろん、これらは明らかに誤っている。

銀行取引が他の商取引と異なる場所は何もない（注41）にもかかわらず、預金契約における預金債権者の合意——無記名定期預金においては届出印と預金証書を持つ者、普通預金においては口座名義人——は疎かにされ、特に口座名義人の合意は、まるでただの落書きであるかのように扱われてきたのである。

だが、通常の売買契約などでも、買主が購入した物の配送先（受取人）を別に指定するようなことは良くあることである。例として、お中元を百貨店に注文する場合を想像してみると良いだろう。その場合に、買主が出捐者なのだから配送先の指定を無視して百貨店は買主へ品物を届けなければならない、などと一体全体誰が考えるのであろうか。

また、出捐者と金融機関の利益を調整する必要がある（注42）などという考えのもとで、客観説が通説的立場となってきた。しかし、民法の各条文には、立法者の利益考量がもともと組み込まれているので、本来契約当事者の意思表示内容の解釈を行い、要件の合致した条文

を適用するのが筋である。これらを充分に行わずして「結論の妥当性」を掲げる論は、筆者には良く理解ができない。民法の意思表示規定に照らしたとき、出捐者を保護すべきであるという観点そのものにそもそも正当性はないのである。また、本文既述の通り、債権の受領権者たる外観を有する者に対する支払いは善意・無過失の要件が課されるので、銀行にとって酷な結果となる場合が有り得る。

筆者が思うのは、銀行預金や振込の仕組みは、銀行界の先人の知恵によって実にめざましい発展を遂げているにもかかわらず、それを支える法理論はさまざまな誤解やドグマに縛られ、誤った発展をしてきているのではないかということである。もちろん、先行研究には十分に敬意を払わねばならないが、伝統的な意思表示理論から外れた理論が通説となっているのであれば、今からでも直ちに検証すべきであろう。預金者の認定の問題はその一例である。

銀行法務には、まだまだ検証が必要な論点如山積みである。特に、振込の論説でも触れたように（注 43）、本来意思表示の領域で取り扱うべきことと、不当利得の領域で取り扱うべきこととの分別がきちんとなされていないことの問題が大きいと考える。これは、法律の専門家間においてさえ、不当利得の概念について、必ずしも共通の理解がないことに原因があると思料する。後日改めて論じることとしたい。

（脚注）

- (注 1) 垣水道生「誤振込による預金の成否と不当利得 — 誤振込金相当額返還請求制度の提言を含む —」（企業法学研究編集委員会 山口卓男ほか編『企業法学研究 2022 第 11 卷第 1 号』企業法学会、2023 年 3 月）7 頁。 <https://jabl.org/denshifile2022.html>
- (注 2) インターネット上のコラムなどで「組戻しの本質は不当利得に基づく返還請求権である」とか、「組戻しは逆向きの振込である」とする考え方がときどき見られる。これらは誤りである。まず、民法 703 条に照らせば、不当利得の返還請求を行うに当たって口座名義人の同意は要件とはされていないため、組戻しは不当利得に基づく返還請求権ではない。また、組戻しは資金の受取り側である振込依頼人が依頼するのであって、口座名義人は同意をするだけなのであるから、逆向きの振込ではない。組戻しの際に口座名義人の同意が必要なのは、仕向銀行・被仕向銀行間の預金契約を合意解約するに当たり、預金債権を消滅させるには民法 538 条に照らして第三者たる口座名義人の同意が必要だからに他ならない。垣水・前掲(注 1)7 頁。また、垣水道生「銀行振込の性質」（矢崎幸生ほか編『現代先端法学の展開（田島裕教授記念）信山社、2001 年 10 月）398 頁も参照。
- (注 3) 塩崎勤「誤振込による預金に対する差押えと振込依頼人からの第三者異議の訴えの許否」金融法務事情（1299 号、1991 年 9 月）15 頁。垣水・前掲(注 2)388 頁～389 頁も参照。
- (注 4) 垣水・前掲（注 1）8 頁。
- (注 5) 中馬義直「預金者の認定」（遠藤浩・林良平・水本浩監修『現代契約法大系第 5 卷（金融取引契約）』有斐閣、1984 年 10 月）87 頁。
- (注 6) 菅野佳夫「原因欠缺の振込による普通預金の成否」判例タイムズ 925 号（1997 年 2 月）98 頁～99 頁。
- (注 7) 田中誠二『新版 銀行取引法 四全訂版』（経済法令研究会、1990 年 4 月）97 頁～98 頁。
- (注 8) Y 銀行に落ち度がある例としては、【事例 1—1】において以下のような場合が考えられる。A がいつも利用している Y 銀行の支店の行員 B は A を個人的に知っていた。A はいつも窓口で届出印と通帳で払戻しを受けていたが、あるとき届出印を持ってくるのを忘れてしま

った。行員BはA本人であることを知っているのに、便宜支払いとして、預金の払戻しを実施した。後にこの払戻しの有効性がXとY銀行との間で争われた。この場合、便宜支払いは預金債権の受領権者の外観を有している者に対する払戻しとは認められないが、Y銀行としては、払戻しをした相手がAだと証明できれば預金者本人に対する払戻しであると考えている。しかし、客観説によれば実際には預金者はXなのであるから、この払戻しの効力が争われた場合には、窓口に来たのがAだと証明できたとしても、Y銀行は敗訴必至となる。債権の受領権者の外観を有している者に対する払戻しに関しては善意・無過失が要求されるので、銀行にとって酷な結果となることが有り得るのである。

(注9) 最三小判昭48・3・27(民集27巻2号376頁、金融法務事情681号、1973年4月)26頁～28頁。

(注10) もっとも、免責説の中にも明確に民法478条の効果とは言っていない説もある。例えば、椎原國隆・松本崇・雨宮眞也・原慎一『判例から見た銀行取引の諸問題』(椎原國隆執筆分)(新日本法規出版、1955年1月)59頁は、預金者の認定の問題と銀行の免責とは分けて考えるべきとし、「銀行が預入行為者あるいは名義人を真の預金者と信ずるのがもっともだと思われるような事情があるときは、銀行がそれらのものに対してなした弁済その他の行為につき免責されるものと解してもよいのではないかと考える」とする。筆者は民法478条がこのように拡大解釈されることについて疑問である。

(注11) 最二小判昭41・11・18(金融商事判例38号、1967年1月)2頁～9頁は、通帳の再発行と届出印の改印が紛失届により行われたとしても、銀行が預金者を誤認して行った場合には、それらは債権の受領権者の外観を有している者に対する払戻しの資料としては無価値であるとし、銀行による民法478条による免責を認めない。最二小判昭53・5・1(金融商事判例550号、1978年9月)9頁～20頁・41頁も預金証書の再発行の事例として参考になる。

(注12) 田中誠二・前掲(注7)106頁、石田喜久夫「預金者の認定—契約の拘束力の及ぶ範囲—」(金融・商事判例816号、1989年5月)2頁参照。

(注13) 比較的新しい論説においても預金契約者が預金債権者と同義であると捉えているものがある。例えば田中夏樹「預金制度の変化と預金契約の当事者確定—利害関係の変容を通じた検討—」(日本法学83巻2号、2017年9月)86頁は「契約が締結された際に、その当事者を確定することは、契約の拘束力の及ぶ範囲がどこまでか、あるいは、契約の一方当事者が誰に対して債務の履行を請求できるか、契約の解除権を有するのは誰か等についての指標となる重要な問題である」とする。ここでは契約当事者が債務の履行を銀行に請求できるという前提で考えられており、口座名義人が契約当事者以外だった場合に預金債権者になることは想定されていない。87頁でも「本稿では、定期預金及び普通預金において出捐者と預入行為者ないし預金名義人とが異なる場合に誰を契約当事者(以下、特に預金契約における契約当事者を「預金者」という。)と確定すべきかを検討の対象とする」という。これに対し、高秀成「預金債権の帰属問題における救済法理としての客観説の一素描」(慶應法学第6号、2006年8月)233頁は、『「預金者の認定」を「預金契約当事者の認定」の問題ではなく、契約当事者から区別される「預金債権の帰属主体の認定」の問題として捉える見解が有力』であると述べる。この捉え方には賛成であるが、預金債権者と預金口座の利用権原者は別個に存在し得ると考えているようであり、その点には反対である。

(注14) 東京高判平成7・3・29(金融法務事情1424号、1995年7月)43頁～48頁は、口座名義人がその後の預入金の預金債権者となる旨判示する。但し、その理由としては個々の預入れごとに別個の預金債権が成立すると見ることはできないことを挙げており、その理由には反対である。筆者は個々の預入れにおいて預入者が口座を指定することは、その各々が「当該預入金は口座名義人に払戻して欲しい」という内容の意思表示であると考えられる。

(注15) 前田庸『銀行取引』(弘文堂、1979年)4頁は「預金契約の成立というのは、必ずしも預金口座の開設のみをいうのではなく、すでに預金口座を開設している者の個々の入金をも含む意味である」とする。

(注16) 垣水・前掲(注2)407頁参照。なお、吉田光碩「普通預金の預金者の認定が問題となった事例」(東京高判平7・3・29の判例評釈)(判例タイムズ894号、1996年2月)36頁は、預け入れをせずに口座開設のみ行う契約を諾成の消費寄託とする考え方が紹介して

いる。しかし、消費寄託契約の重要な要素である預入額の合意がないので、諾成の消費寄託の契約があったと見ることはできず、この考え方は誤りである。

- (注17) 垣水・前掲(注2)407頁参照。岡本雅弘「預金契約の法的性質等」(神田秀樹・森田宏樹・神作裕之編『金融法概説』(有斐閣、2016年12月)90頁は、口座契約を継続的・包括的な消費寄託契約であるとし、個々の預入契約を事実行為とするが、反対である。本文で述べたように、口座契約は個々の預け入れ行為があった場合に預金債権者等の条件を予め定めている基本契約であり、個々の預け入れも契約である。
- (注18) 預け入れを伴わない口座開設契約も存在するため、「申込人」と呼称する。
- (注19) 田中誠二・前掲(注7)104頁は「預金が架空名義や他人名義でなされる場合にも、預金契約の表示されたところの趣旨に反しない限り(銀行にとり通常は預金者が甲なのか乙なのかを問わない)その預金の払戻請求権を有するのは、現実に預金を預け入れた者であって、名義人ではない」と述べる。筆者はこの言説は全く理解ができない。架空名義や他人名義で預金となされれば、それは契約当事者が預金債権者を当該架空名義や他人名義とする意思があると見るしかあるまい。そして、契約解釈の原則や一般常識に照らして当該架空名義人や他人名義が誰なのかを解釈するのである。もしも、そのような見方をしないのであれば、それは「契約当事者の表示されたところの趣旨に明確に反する」と言うべきである。
- (注20) 心石舜司「預金者の認定」(金融法務事情991号、1982年5月)39頁は「銀行にとって、預金取引は定型的かつ大量なものであり預入に際して預金者を確定すべき格別の利害関係を有しないため、預入時の預金者側の事情を詳しく調査することはありません」とする。しかし、本文で述べたように、預入時の預金者側の事情を詳しく調査することがないのは、預金債権者を確定すべき格別の利害関係がなかったからではなく、預入者と銀行との間で預金債権者は口座名義人であるとの合意が明確になされているからである。
- (注21) 田中誠二・前掲(注7)102頁参照。
- (注22) 垣水・前掲(注1)21頁参照。
- (注23) 石田・前掲(注12)2頁。
- (注24) 吉原省三「預金者の認定と客観説」(金融法務事情1224号、1989年6月)4頁～5頁。
- (注25) 本文既述の通り、主観説は「預金者は、預入行為者の表示によって判断し、預入れの時に第三者の預金である旨を表示しないか、または、銀行が実質上の権利者を知らない限り、預入行為者を預金者と解すべきである」という内容である。口座名義人を指定し、その口座名義人が預入者と異なる場合には、明らかに第三者のための預金である旨を表示しているのであるが、どういうわけか、主観説論者はこのようには考えてこなかった。そのため、伝統的な契約理論とは同視できないのである。(注41)も参照。
- (注26) 中馬・前掲(注5)98頁。
- (注27) 中馬・前掲(注5)93頁。筆者は、無記名定期預金を預け入れた際に預金者の名義がないということは、預金債権者が決まっていなかったということとは同義ではないと考えているので反対である。すなわち、無記名定期預金の預金債権者は証書および届出印の所持人であることが契約時の合意内容であり、預金債権者は預け入れ時に定まっているのである。詳しくは後述する。ここでは預金債権者の決定時期という観点で批判を加える。
- (注28) 星野英一「いわゆる『預金担保貸付』の法律問題——法律解釈方法論と関連させて」『民法論集第七巻』(有斐閣、1989年)185頁。
- (注29) 岩原紳作「預金の帰属—預金者の認定と誤振込・振り込め詐欺等」(岩原紳作『商事法論集II 金融法論集(上)金融・銀行』(商事法務、2017年9月)264頁。
- (注30) 最三小判昭和48・3・27・前掲(注9)参照。大阪高判昭和56・5・29(金融法務事情973号、1981年10月)42頁～45頁も同旨。なお、判例が客観説をどのように扱ってきたかについては、高・前掲(注13)229頁～235頁に詳しい。
- (注31) 平田浩「預金者の認定」『判例先例金融取引法』(堀内仁監修、金融財政事情研究会)14頁は「預金者は、預金契約締結の時に特定の者であることが客観的には確定しているはずのものなのである」と正当にも述べているが、何故か相対効説を明確に否定していない。
- (注32) 中馬・前掲(注5)98頁。
- (注33) 中馬・前掲(注5)86頁にて紹介されている。反対に、我妻榮『債権各論中巻二(民法

講義 V3)』(岩波書店、1962年7月)735頁～736頁は「無記名定期預金の預金債権者が證書を紛失した場合にも、除権判決の必要はなく、債権者であることを挙証すれば払戻請求ができる」とするが、疑問である。本文に述べた通り、無記名定期預金の預金債権者とは証書と届出印の所持人である。したがって、預金の払戻し請求を行った者が証書を持参していない場合、自分が証書の所持人であると証明することが預金債権者の証明になるのであるが、これは不可能に近いことであると言わざるを得ない。

- (注34) 上田宏「無記名定期預金の性質」(金融法務事情 689号、1973年7月)8頁は「無記名定期預金は銀行側で預金者が誰であるかその氏名を関知しないわけであるから、原則として、その発行交付した預金証書と届出印鑑の双方を持参呈示する者を預金者として弁済することになるが、この場合たまたま、その双方を持参呈示した者が真正の預金者でなかった場合でも、債権の準占有者に対する弁済として有効であり(民法478条参照)、銀行は免責される」とし、誤解の一端が見られる。無記名定期預金において、銀行は預金証書と届出印鑑の双方を持参した者に対して払戻しをする義務があるのであるから、その者が真正の預金債権者なのであって、それ以外の真正の預金者という概念を考える余地は存在しない。
- (注35) 東京高判令1・9・18(金融商事判例1582号40頁、銀行法務21 868号、2021年3月24頁)
- (注36) 東京高判平12・12・14(金融法務事情1621号2001年9月、33頁～44頁)
- (注37) 田中夏樹・前掲(注13)102頁は、客観説が適用されてきた事例をA・Bの2つに分類し、「無記名定期預金の廃止と本人確認の厳格化によって、“金融機関が預入行為者を特定できないこと”が否定されることにより、客観説Aの根拠は失われるものの、“金融機関が預入行為者を特定できないこと”を根拠としない客観説Bの根拠が直ちに失われたとはいえない」と指摘する。
- (注38) 前田庸「預金者の認定と銀行の免責」(『新銀行実務講座 第14巻 銀行取引の法律問題』鈴木竹雄編、有斐閣1968年12月)81頁～82頁は「銀行がたまたま預金者とみている者が預金者であるとか、あるいは、真実の預金者と銀行が預金者と信じた者とが一致しない場合には預金契約が成立しないとか解することは、実体に則しない議論だと考える」と言う。また、平出慶道「預金者の認定と預金の払戻し」(『金融取引法大系 第2巻 預金取引』(鈴木祿弥・竹内昭夫編、吉原省三編集協力、有斐閣、1983年9月)71頁～72頁は「預金契約も契約である以上は、預金者が誰であるかは、預金契約の趣旨を契約解釈の一般原則に従って判断することにより決定すべきものであるようにも思われる」としながら「銀行にとつては(中略)誰が預金者であるかは原則として問題とされていない」という。
- (注39) 遠藤賢治「預金者の認定」(金融法務事情1000号、1982年8月)24頁は「預金契約は、金融機関の窓口において行われる大量取引であって、預入のつど預金者が誰であるかということの意思表示がされ、これを確認するというようなことは通常行われていないといわれている」とする。
- (注40) 本来意思表示理論や契約解釈で決すべき預金債権者について、どうして客観説が判例・判決で有力になったのかについては、以下のような言説がある。松嶋泰「預金者の認定」(松嶋泰編著『銀行の法律』ビジネス教育出版社、1994年1月)32頁～33頁。「もともと契約は、契約理論で誰に契約の効果が帰属するかを決定すべきでしょう。しかし、出捐者を保護するという観点から客観説の立場に立ったものと思われれます。」「一方、銀行としては、証書・通帳・届出印によって過失がない以上、有効な払戻しができるのですから、客観説に立っても銀行に不当な負担を強いることにはならないと考えられます。」
- (注41) 田中誠二・前掲(注7)103頁は「大量取引は銀行取引に限ったことではなく、他の企業についても広く生じているものであり、しかもそれらの企業については、全部通常の契約理論どおりに主観説がとられていて、客観説は採用されていない」と厳しく指摘する。この指摘そのものは正しいと考える。但し、本文で述べたように主観説は口座名義人の意義を見誤っているという欠陥があるので、これも通常の契約理論とは言えない。
- (注42) 遠藤・前掲(注39)30頁は「預金者の認定については、認定の方法と金融機関の免責とが表裏の関係にあって、その両者の有機的・合理的な解釈によって、出捐者と金融機関の利益を調整する必要がある」とする。

(注 43) 垣水・前掲（注 1）19 頁～20 頁、垣水・前掲（注 2）374 頁参照。